

基準地震動の過小評価について、いよいよ裁判は本格的な審議へ

6月24日午後2時から、国相手の大飯原発止めよう裁判の第14回法廷が大阪地裁で開かれた。202号大法廷の傍聴席はほぼ一杯になったが、バー内の原告席も次には埋めたい。

裁判官2名（左右陪審）が交代。原告弁護団の谷弁護士が、準備書面（10）を説明し、国のF-6破砕帯が活断層等に当たらないとする主張を批判した。さらに、島崎邦彦氏が5月の学会で発表した予稿を証拠として提出し、関電が使用し国が認めている入倉・三宅式では地震動の過小評価になると述べた。続いて、大橋弁護士は汚染水問題についての国の釈明が、10項目中2つにしか答えておらず、シルトフェンス等は対策ともいえないと批判し、全てに答えるよう求めた。裁判長が「求釈明への回答を検討してもらえるか」と尋ねると、国側は「福島原発事故について答える必要はない、必要なら原告が事故について述べるべき」などと発言し、「必要ないというならそのことも含めて書いてください」と裁判長。冠木弁護士と武村弁護士は、基準が福島事故をどこまでカバーしているか国ははっきりさせるべきだと強く主張した。国側は第9準備書面を出し、基準地震動の評価では入倉・三宅式が信頼性があり合理的だと主張している。裁判は、やっといよいよ、基準地震動の評価を巡って、重要な争いになってくる。

報告・交流会 自主避難者の住宅支援打ち切り反対等の訴えを聞く

法廷終了後、弁護士会館で報告・交流会。今日の法廷について、4人の弁護士から報告があり、原告団共同代表の小山さんから入倉・三宅式は過小評価との島崎氏学会報告の紹介があった。続いて、関西へ「自主避難」されてきた3人の方から、本当に深刻で切実な訴えがあった。



まず、子ども・被災者支援法を考える会京都共同代表の加藤さんから、福島で被災し避難するまでの経緯が語られた。事故当時、60km離れた福島市に小学生のお子さんと暮らしていた。給水や燃料、食料調達のため屋外で長時間過ごさざるを得なく、数日後から連日下痢に悩まされ、子どもは止まらない鼻血を出すようになり、思い悩んだ末に県外自主避難を決意した頃の思いを声を詰まらせて語られた。現在は京都に住み「住宅支援の打ち切り策は死活問題で絶対に認められない」との強い思いで取り組んでいると語られた。

次に、原発賠償ひょうご訴訟原告代表の橋本洋一さんからも事故当時の報告がなされた。居住していた郡山市も汚染度は高く不安を感じていたが、4月にお孫さんの小学校で文科省が開いた説明会で、原発事故当時の汚染度についての質問に対し、「判ってはいるが、絶対に公表することはできない」と言って、説明会を打ち切り帰っていったことで、孫のために県外「自主避難」を決意したこと、原発による汚染は日々続き、東電や政府の罪の重さを指摘された。



最後に、福島市から京都府へ自主避難されたうのさえこさん（原発事故被害者の救済を求める全国運

動共同代表)から、政府が福島原発事故による避難区域を次々に解除し、帰還政策を推し進め、支援策を打ち切り、金をしぶり被ばくを強要する非情な政策に対する怒りが訴えられた。また、「原発事故子ども・被災者支援法」の理念が骨抜きにされ、避難の選択肢なき居住 支援なき自力避難 望まぬ帰還 という、いずれも非人道的な状況を被災者に強いてきたことなど訴えられた。国が避難者を困難な状況に追い詰めていることを知り、改めて活動に協力したいと強く感じた。

最後に、「脱原発へ！関電株主行動の会」の方より、翌日(6月25日)の関電株主総会に向けた取組の報告がなされた。

おおい原発止めよう裁判の会事務局N

次回第15回法廷 9月16日(水)午前11時 大阪地裁202号法廷
傍聴をお願いします！